（高度再資源化事業計画の認定証）

第十三条　環境大臣は、法第十一条第一項の認定若しくは法第十二条第一項の変更の認定をしたとき又は同条第二項の変更の届出があったとき（認定証の記載事項の変更を伴う場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

一　認定高度再資源化事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　高度再資源化事業を行う廃棄物の種類

四　廃棄物の処分の用に供する施設の所在地

五　認定高度再資源化事業計画に法第十一条第二項第六号に規定する者が記載されている場合には、当該者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び法人番号）並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

六　処理を行う区域

七　事業の内容

（運搬車又は船舶を用いて行う一般廃棄物の収集又は運搬に係る表示の基準）

第十四条　認定高度再資源化事業者（認定高度再資源化事業計画に法第十一条第二項第六号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次条において同じ。）は、運搬車又は船舶を用いて当該認定高度再資源化事業計画に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶である旨及び当該認定高度再資源化事業計画に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称を当該運搬車又は船舶の外側に見やすいように表示するものとする。ただし、常時かつ即時のトレーサビリティを確保するための仕組みを有し、かつ、第四条第二項に規定する措置を講じている場合は、この限りでない。

（運搬車又は船舶を用いて行う一般廃棄物の収集又は運搬に係る書面の備付けの基準）

第十五条　認定高度再資源化事業者は、運搬車又は船舶を用いて当該認定高度再資源化事業計画に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は船舶に法第十一条第一項の認定を受けたことを証する書面を備え付けるものとする。

2　前項の書面は、第十三条に規定する認定証の写しとする。

（認定高度再資源化事業計画の変更の認定の申請）

第十六条　法第十二条第一項の変更の認定を受けようとする認定高度再資源化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定高度再資源化事業計画の変更の認定を要しない軽微な変更）

第十七条　法第十二条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第十一条第二項第四号に規定する事項の変更であって、高度再資源化事業計画の趣旨の変更を伴わないもの

二　法第十一条第二項第六号に規定する者に係る変更（第四条第二項に規定する措置を講じている場合に限る。）であって、次に掲げるもの

イ　氏名又は名称の変更

ロ　廃棄物の収集又は運搬を行う者の変更

三　法第十一条第二項第七号に掲げる施設の変更

四　法第十一条第二項第八号に規定する施設の変更

五　法第十一条第二項第九号に規定する廃棄物処理施設の変更であって、次に掲げるもの

イ　廃棄物処理施設の処理能力（当該処理能力について法第十二条第一項の変更の認定を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が増大しないもの

ロ　第五条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に係る変更であって、当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷が増大しないもの

ハ　第五条第一項第四号に掲げる事項に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大するものを除く。）

ニ　第五条第二項各号に掲げる事項に係る変更（同項第一号に掲げる数値の変更であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられるもの又は同項第二号に掲げる測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるものに限る。）

（認定高度再資源化事業計画の変更の届出）

第十八条　法第十二条第二項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始年月日

（認定高度再資源化事業計画に係る高度再資源化事業の廃止の届出）

第十九条　認定高度再資源化事業者は、認定高度再資源化事業計画に係る高度再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに環境大臣に届け出なければならない。

（高度再資源化事業の実施の状況に関する報告）

第二十条　認定高度再資源化事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定高度再資源化事業計画に係る高度再資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　当該一年間に処理した廃棄物の種類及び種類ごとの数量

四　当該一年間に再資源化を実施した廃棄物の種類ごとの数量及び利用方法

五　当該一年間における法第十一条第二項第四号に規定する指標に係る実績

六　法第八条第一項各号の規定による廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項に係る取組の状況

（認定高度再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託契約に含まれるべき事項）

第二十一条　令第五条第一号ニの環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　委託契約の有効期間

二　認定高度再資源化事業者が受託者に支払う料金

三　産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地

四　認定高度再資源化事業者の有する委託に係る産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ　当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ　当該産業廃棄物以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ハ　その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項